

# ヒライ先生のQ&A



相談事例

## 給与手取額の算出について

**Q** 入社の際に、お給料は20万円と聞いていて労働契約書にも月額20万円となっているんですが、実際にお給料を頂いたら17万円にも満たない金額しかありません。税金や社会保険料ってこんなに差し引かれるものなんですか。これって合っていますか。

**A** 相談者が、扶養親族が無いなどの前提条件で給料の月額が20万円ということであれば、社会保険料と税金は3万円を超えます。よって給料の手取りは、17万円を下回りますので、計算は合っているように思われます。

ワンポイント・アドバイス

給料を受ける社員に、扶養親族がいたり、入社した会社が建築事業であったり、健康保険組合に加入している等により個人毎に控除される社会保険料や税金の金額に違いが出ますので、ここでは実際の計算に入る前に、前提条件をつけることとします。

●前提条件

- 年齢 22歳 男女は問わず
- 賃金 総支給額20万円(通勤手当が無い等 全額課税対象)
- 保険者 全国健康保険協会岐阜支部
- 事業の種類 一般事業(雇用保険の事業の種類)
- 扶養親族 無し
- 住民税 無し(新卒)

それでは、実際に給料計算をやってみましょう。

総支給額		200,000円
健康保険料	49.95/1000	▲9,990円
介護保険料	7.75/1000	0円
厚生年金保険料	83.83/1000	▲16,766円
雇用保険料	5/1000	▲1,000円
社会保険料計		▲27,756円
課税対象額	扶養親族無し	172,244円
所得税		▲3,770円
控除額計		▲31,526円
差引支給額		168,474円

PROFILE

平井繁利(ひらい しげとし)  
 1952年11月3日岐阜県生まれ  
 岐阜市在住  
 同志社大学大学院社会学研究科  
 博士課程修了  
 社会保険労務士と労働安全  
 コンサルタントの国家資格を持つ全国  
 でも数少ない労働コンサルタント  
 として活動。特に賃金・人事評価・  
 目標管理制度については、独自の  
 理論を構築。企業体質にあったオ  
 リジナルな制度づくりには定評が  
 ある。政策研究家として、企業政  
 策では人事・労務政策を研究領域  
 としている。最近では、個別労働  
 紛争の増加に伴い労働判例や労働  
 契約法まで研究領域を広げている。  
**現在**  
 岐阜商工会議所労務顧問  
 ヒライ労働コンサルタント代表  
 関西国際産業関係研究所、日本労  
 務学会所属